



全児童配付

R6. 4
館野小 保健室

しんねんど 今年度がスタートしました。今年度も元気いっぱい過ごしてくださいね。みなさんの笑顔があ
がっこうせいかつ れる学校生活になるように、ほけんしつ 保健室からも応援しています。おうえん



◎健康診断があります。

実施日	検査項目	対象学年	内容
5月14日(火) 朝に提出	尿検査	全学年	尿を調べて体の中に病気がないかをみます。
5月20日(月)、21日(火)	内科検診	4、5、6年生	喜多校医、船木校医が心臓や呼吸、全身の状態を見て病気がないかを調べます。
5月28日(火)、29日(水) 30日(木)	結核検診	1、2、3年生	
5月30日(木) 朝に提出	尿検査1次 2次混合検査	対象者	
6月6日(木)	歯科検診	全学年	平田歯科校医が歯や歯肉、歯並び、かみ合わせなどを調べます。
6月7日(金)	心臓検診	1年生	心臓の動き、音などを調べます。
6月14日(金) 朝に提出	尿検査2次	対象者	
6月20日(木)	眼科検診	1年生と対象者	堀川眼科医が目やまぶたなどに病気がないかを調べます。
6月25日(火)	耳鼻科検診	4年生	荒木耳鼻科医が耳、鼻、のどに病気がないかを調べます。
6月26日(水)		1年生	

※身体2計測、視力・聴力検査は、4月に実施します。

保護者の方へ ~色の見え方について~

近年、先天的に色の見え方が異なる人に配慮した「カラーユニバーサルデザイン」が社会的に推進されています。一方で、学校においては平成15(2003)年度以降、定期健康診断で色覚検査が必須項目でなくなったことなどから、特定の色やその組み合わせが見えにくいことに、お子さん本人も含めて気がつかない場合があります。

色の見え方が異なる人の割合は男性の約5%、女性の約0.2%といわれています。教材・教具をはじめ、学校の中で特定の色やその組み合わせが意図せず使われていることがあり、見えにくさを生じる可能性があります。お子さんの様子などからお気づきの点、また色の見え方に関してご不明な点などがありましたら、学級担任、または養護教諭にご連絡・ご相談ください。



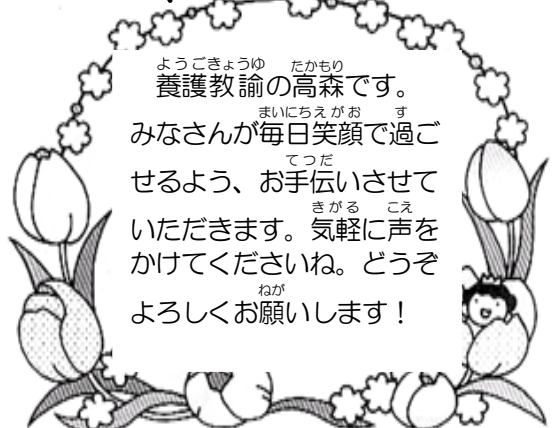
<おうちの方へ>

検診後、医療機関等で詳しい検査や受診が必要と思われるお子さんにお知らせ用紙を渡します。

用紙を受け取られたら医療機関を受診し、その結果を記入してもらった用紙を学校まで提出してください。お手数かけますが、よろしく願います。なお、健康診断結果は1学期の健康診断がすべて終了した後にお渡しします。

ほけんしつから

ようごきょうゆ たかもり 養護教諭の高森です。
まいにちえがおす みなさんが毎日笑顔で過ごせるよう、お手伝いさせていただきます。気軽に声をかけてくださいね。どうぞねが ねが よろしく願います!



下の文書は保護者の皆さんに加入いただいている独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済に関して
 のものです。ご一読ください。本校では例年 40 件前後のけがに関して給付を受けています。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

野々市市教育委員会では野々市市立館野小学校に在学する児童（生徒）の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。（入学時に加入同意書をいただき、その後が継続加入しています。）

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、令和6年1月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

記

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの （学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病）	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。）	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 〔通学中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円〔通学中の場合 1,500 万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円〔通学中の場合 1,500 万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円〔通学中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

*これは日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要を記載したものです

■ その他の注意事項

- ① 災害共済給付を請求される際は、申請の都度、病院の証明書(医療等の状況等)及び給付金の振込依頼書を併せて学校へ提出してください。センターで審査の結果、給付決定された金額は保護者の口座へ振込まれます。
- ② 本制度と野々市市子育て支援医療費助成制度等の二重の請求はできません。
- ③ 掛金は、他の学校集金と併せて集金されます。

■ 共済掛金(年額 920 円)

保護者等負担額 368 円(野々市市教育委員会負担額 552 円)

※負担金額は年額です。

